

大町市条例第26号

大町市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 大町市個人情報保護条例（平成6年条例第4号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施しなければならない。

(個人番号の利用範囲等)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる実施機関が行う同表中欄に掲げる事務とする。

- 2 別表の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(大町市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 大町市個人情報保護条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第19条の2中「個人情報を」を「特定個人情報を」に改め、「をいう。」の次に「次条において同じ。」を加える。
第19条の2の次に次の1条を加える。
(特定個人情報の独自利用)
第19条の3 前条に規定するもののほか、個人番号を利用することができる事務については、別に条例で定める。

別表(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	大町市福祉医療費特別給付金条例(昭和55年条例第4号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金の支給に関する情報若しくは特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	大町市福祉医療費資金貸付規則(平成15年規則第7号)による福祉医療費の資金の貸付に関する事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関

		する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	大町市子育て支援ショートステイ事業実施要綱（平成28年告示第101号）による利用に要した費用の負担額決定に関する事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	大町市雇用促進住宅設置及び管理に関する条例（平成23年条例第16号）による入居者の資格に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	大町市定住促進住宅設置及び管理に関する条例（平成17年条例第52号）による入居者の資格に関する事務であって規則に定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	大町市就学援助費支給要綱（平成4年教育委員会訓令第1号）による就学援助費の支給に関する事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	大町市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成25年教育委員会訓令第2号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの